

社会福祉士通信課程 学則（新）

本学則は、札幌医学技術福祉歯科専門学校学則第36条第2項の規定により社会福祉士の養成に関して必要な事項を定めるものとする。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本課程は、社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、主として通信教育により教授し、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号、以下「法」という）に定める社会福祉士の養成を目指し、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

（名 称）

第2条 本課程は、学校法人西野学園札幌医学技術福祉歯科専門学校（附帯事業）社会福祉士通信課程という。

（位 置）

第3条 本課程を、札幌市中央区南5条西11丁目1289-5に置く。

（修業年限）

第4条 本課程の修業年限は1年10カ月とする。

2 在学期間は修業年限の2倍を超えることはできない。

第2章 養成課程、修業年限、定員及び対象地域

（養成課程、修業年限、定員及び対象地域）

第5条 養成課程、修業年限、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

課程名	修業年限	定員	対象地域
社会福祉士通信課程	1年10カ月	300名	北海道 青森県、秋田県、岩手県

第3章 授業科目、授業時間、学期

(授業科目、授業時間)

第6条 授業科目及び授業時間は次のとおりとする。

ただし、相談援助実習及び相談援助実習指導は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下、「指定規則」という）第3条第1号㉗の規定に定められた社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号㉗及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号㉗及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号)第1項に規定する施設又は事業において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、免除するものとする。

科目名	印刷教材	面接授業	実習
人体の構造と機能及び疾病	90		
心理学理論と心理的支援	90		
社会理論と社会システム	90		
現代社会と福祉	180		
社会調査の基礎	90		
相談援助の基盤と専門職	180		
相談援助の理論と方法	360		
地域福祉の理論と方法	180		
福祉行財政と福祉計画	90		
福祉サービス組織と経営	90		
社会保障	180		
高齢者に対する支援と介護保険制度	180		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	90		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	90		
低所得者に対する支援と生活保護制度	90		
保健医療サービス	90		
就労支援サービス	45		
権利擁護と成年後見制度	90		
更生保護制度	45		
相談援助演習	405	45	
相談援助実習指導	243	27	
相談援助実習			180
計	2,988	72	180
合計	3,240		

(入学時期、卒業時期)

第7条 本課程の入学時期は毎年5月1日とし、卒業時期は翌々年2月末日とする。

(休業日)

第8条 本課程において休業日を定めない。

2 校長は、特に必要のあると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、退学及び除籍

(入学資格)

第9条 入学資格は、指定規則第4条第一号イのいずれかに該当する者とする。

(入学者の選考)

第10条 入学者の選考は書類審査によって行なう。

(入学手続)

第11条 本課程に入学を希望する者は、入学願書並びに必要な書類に入学選考料を添え提出し、入学が許可された者は、所定の期日までに必要な手続を行わなければならない。

(編入学・転入学)

第12条 編入学・転入学はこれを行わない。

(退学)

第13条 やむを得ない事情により退学しようとする者は、書面をもって校長に願い出、許可を得なければならない。

(休学)

第14条 疾病その他特別な事由があり修学が困難な場合は、書面をもって校長に願い出、許可を得なければならない。ただし、休学期間は通算して1年以内とする。

(復学)

第15条 休学の事由が消滅した場合は、復学の願いの書面をもって校長に願い出、許可を得なければならない。

(除籍)

第16条 校長は次の各号に該当する場合、除籍することができる。

- (1) 死亡または行方不明になったとき
- (2) 学納金の納入を怠り、督促しても納入しないとき
- (3) 第4条2に規定する在学期間を超えたとき
- (4) 第14条に規定する休学期間を超えたとき

第5章 履修、修得、課程の修了及び成績評価

(履修、修得、課程の修了)

- 第17条 本校の学生は、第6条に定める教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。ただし、社会福祉士養成施設（大学、短期大学、専門学校、その他社会福祉士養成施設）で履修した社会福祉士養成に係る指定科目について、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日 社援発第0328001号）に定められている科目の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で科目の履修を免除することができる。
- 2 履修の認定は、次の各項に掲げる通りとする。
 - (1) 添削指導を修了した場合
 - (2) 面接授業及び相談援助実習をすべて出席した場合
 - 3 履修した科目の評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとする。
 - 4 履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学納金が納められている者に対して**校長は**課程の修了を認定する。
 - 5 課程の修了が認定された者には卒業証書を交付する。

(成績評価、評定)

- 第18条 各教科目の成績は、秀（90点～100点）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）・不可（60点未満）として表示し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。
- 2 面接授業は出席時間数すべてに出席し、当該科目レポートに合格した場合にその科目を修得したものとする。
 - 3 相談援助実習の実習時間すべてを受け、実習状況、実習評価において総合的に評価し合格した場合その科目を修得したものとする。
 - 4 評定が「不可」の科目については、再試験の実施または再レポートの提出を行うことがある。この場合、60点以上の評価を受けたとき、評価点は60点とする。

第6章 学納金

(入学金・授業料・実習費)

第19条 本課程の学納金は以下のとおりとする。

選考料	10,000円
入学金	20,000円
授業料	200,000円
実習費	130,000円(対象者のみ)

2 その他の学付金の種類、金額並びに納入期日等は別に定める。

3 本課程の入学手続き以後、入学を辞退する場合は一旦納入された学納金については入学金を除く授業料・実習費を返還する。

4 本課程に在学後、退学を希望する者については、一旦納入された学納金については返還しない。

第7章 賞 罰

(賞罰)

第20条 本課程の学生で賞罰に該当する者があった場合は、校長がこれを判断する。

第8章 組 織

(教職員)

第21条 本課程には学習指導を担当する専任教員1名以上及び非常勤講師、事務職員を置く。

第9章 雑 則

(他の規則等の委任)

第22条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成23年4月1日から施行する。(学則の条文の整理)
- 3 この学則は、平成24年4月1日から施行する。(科目履修免除の追加)
ただし、第17条第1項の規定については、平成24年度入学生から適用する。

- 4 この学則は、平成25年4月1日から施行する。(修業年限及び対象地域の変更)
ただし、第4条及び第5条並びに第7条の規定については、平成25年度生から適用する。
- 5 この学則は、平成28年4月1日から施行する。(位置及び成績評価、評定)
ただし、第18条の規定については、平成28年度生から適用する。
- 6 この学則は、平成31年5月1日から施行する。(休業日、除籍、履修、修得、課程の修了、
入学金・授業料・実習費、他の規則等の委任)